

労働組合ハ交渉ニ決シテ其の調停委員トシテ労働ノ改善ノ外資者
労働組合ハ交渉ニ決シテ其の調停委員トシテ労働ノ改善ノ外資者

労働組合ハ交渉ニ決シテ其の調停委員トシテ労働ノ改善ノ外資者

労働組合ハ交渉ニ決シテ其の調停委員トシテ労働ノ改善ノ外資者

労働組合ハ交渉ニ決シテ其の調停委員トシテ労働ノ改善ノ外資者

労働組合ハ交渉ニ決シテ其の調停委員トシテ労働ノ改善ノ外資者

労働組合ハ交渉ニ決シテ其の調停委員トシテ労働ノ改善ノ外資者

財團法人協調會大阪支所

財團法人協調會大阪支所

全權委員デアルカ或ハ單ニ交渉委員デアルカト質問ヲ發シタガ職
工側ハコレニ對シテ我々ハ交渉委員デアルト應答シタ

片岡副社長ハ「ボケツト」カラ職工側ガ二十二日早朝カラ市内ニ
撒布シタ「大阪市民諸君に訴ふ」ノピラヲ示シタ、斯様ナ拒絕ヲ

豫期スル不穩ナ心情ヲ避ケ飽ク迄懇談的ニ交渉ヲシテ貰ヒタイト
巧ニ説クトト代表者ハ「自分等ハ存ゼヌ」ト一蹴シタ

副社長「諸君等ノ宣傳ノ如ク會社ハ幾割モノ配當ヲシタ事ガナイ」
ト述ベテカラ統計表ヲ示シ大正元年以來ノ營業ノ状態ヲ訴ヘ茲ニ

三年來漸ク一割ノ配當ヲ計上シテラルトハ云ヘ事業ノ性質上決シ
テ樂觀出來ヌ立場ニアルト順々ト説イタ後本問題ニ移ツタ

會社側

◎嘆願書第一項十二時間制度ヲ十時間ニ短縮ノ要求ハ將シテ短縮
時間ヲ精神慰安向上ノ目的ノ爲メカ又ハ短縮時間ニ對シ賃銀ノ
要求ニアルカト第二項ノ條件ニ對スル伏兵的ノ質問ガ出タガ、